指名停止措置の概要

１．指名停止措置業者名及び住所

株式会社　長谷駒組

秋田県秋田市南通築地８－１０

２．指名停止措置期間

令和８年１０月２８日から

令和８年１１月２７日まで（1ヶ月）

３．指名停止措置の範囲

東北運輸局管轄区域（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）

４．事実概要及び指名停止措置理由

当該事業者は、民間工事において、建設業法第３条第１項の規程に違反して、大工工事業の許可を受けずに建設業を営む者と、同法施行令第１条の２第１項で定める軽微な建設工事に該当しない大工工事の受託契約を締結した。

このことが同法第２８条第１項第６号に該当するとして、令和８年９月１０日、建設業許可部局である秋田県知事から監督処分（指示処分）を受けた。

５．競争参加資格の種類

建設工事

（指名停止措置要領別表第２）

措置要件	期間
（建設業法違反行為） 13　当該部局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から１ヵ月以上９ヵ月以内

指名停止措置の概要

１．指名停止措置業者名及び住所

有限会社　アイテック

福島県福島市大森字中町裏１８

２．指名停止措置期間

令和８年１０月１６日から

令和８年１０月２９日まで　（２週間）

３．指名停止措置の範囲

東北運輸局管轄区域（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）

４．事実概要及び指名停止措置理由

当該事業者は、令和７年２月１７日、福島県双葉郡浪江町地内での新築工事において、同社の関係請負人である請負工事業者の労働者に高さ2.21ｍのくさび緊結式足場を使用させる際、手すり及び中桟等の墜落防止設備を設けなかったため、同労働者が同足場の作業床上から墜落し死亡した。

このことにより、令和８年４月２日、労働安全衛生法違反で同社が３０万円、労働安全衛生法違反及び業務上過失致死罪で同社代表取締役に５０万円の罰金刑が確定した。

５．競争参加資格の種類

物品役務等

（指名停止措置要領別表第１）

措置要件	期間
（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故） ８　一般工事の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から２週間以上２ヵ月以内

指名停止措置の概要

１．指名停止措置業者名及び住所

安藤建設工業　株式会社

宮城県富谷市志戸田北田子沢１０７

２．指名停止措置期間

令 和 ８ 年 ８ 月 １ ３ 日 から

令 和 ８ 年 １ １ 月 １ ２ 日 まで （３ヶ月）

３．指名停止措置の範囲

東北運輸局管轄区域（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）

４．事実概要及び指名停止措置理由

当該事業者の元代表取締役は、代表取締役在任中に、当該事業者が所有する不動産の利活用を巡り、宮城県富谷市職員に対し便宜を図ってもらう目的で接待を行ったとして、令和８年６月１０日、宮城県警察に贈賄の容疑で逮捕された。

５．競争参加資格の種類

建設工事、測量等

（指名停止措置要領別表第２）

措置要件	期間
（贈賄） ３　次のイ、ロ又はハに掲げる者が当該部局の所管する区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ　代表役員等 ロ　一般役員等 ハ　使用人	逮捕又は公訴を知った日から ３ヵ月以上９ヵ月以内 ２ヵ月以上６ヵ月以内 １ヵ月以上３ヵ月以内

指名停止措置の概要

１．指名停止措置業者名及び住所

アメリカンエンジニアリングコーポレーション

沖縄県宜野湾市大山７丁目１１番４７号

２．指名停止措置期間

令 和 ８ 年 ７ 月 ２ ４ 日 から

令 和 ８ 年 ９ 月 ２ ３ 日 まで （２ヶ月）

３．指名停止措置の範囲

東北運輸局管轄区域（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）

４．事実概要及び指名停止措置理由

当該事業者は、過去３事業年度（令和５年１月１日から令和７年１２月３１日まで）において、主任技術者または監理技術者となり得る資格等（建設業法第７条第２号イ、ロ及び同法第１５条第２号ロの規程に基づく実務の経験を含む。）を持たない者を主任技術者または監理技術者として工事現場に設置していた。

このことが、建設業法第２８条第１項第２号に該当するとして、令和８年６月５日に建設業許可部局（沖縄総合事務局）より２２日間の営業停止処分を受けた。

５．競争参加資格の種類

建設工事、物品役務等

（指名停止措置要領別表第２）

措置要件	期間
（建設業法違反行為） 13　当該部局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から１ヵ月以上９ヵ月以内

指名停止措置の概要

１．指名停止措置業者名及び住所

株式会社　南山開発

沖縄県那覇市小禄１丁目１２番２９号

２．指名停止措置期間

令 和 ８ 年 ７ 月 １ ７ 日 から

令 和 ８ 年 １ １ 月 １ ６ 日 まで （４ヶ月）

３．指名停止措置の範囲

東北運輸局管轄区域（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）

４．事実概要及び指名停止措置理由

当該事業者は令和４年度から令和６年度の経営事項審査の申請に際し、実態と異なる内容を記載した工事経歴書及び技術職員名簿を提出していたことが確認された。また、その結果をもって、沖縄県に対し、入札参加資格の申請を行った。

このことが建設業法第２８条第１項第２号に該当するとして、令和８年３月２４日に縄県知事より３０日間の営業停止処分を受けた。

５．競争参加資格の種類

物品役務等

（指名停止措置要領別表第２）

措置要件	期間
（建設業法違反行為） 13　当該部局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から１ヵ月以上９ヵ月以内

指名停止措置の概要

１．指名停止措置業者名及び住所

東洋シヤッター　株式会社

大阪府大阪市中央区南船場２－３－２

２．指名停止措置期間

令 和 ８ 年 ５ 月 １ ５ 日 から

令 和 ８ 年 ６ 月 ２ ５ 日 まで （６週間）

３．指名停止措置の範囲

東北運輸局管轄区域（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）

４．事実概要及び指名停止措置理由

当該事業者は、建設業法施行令第１条の２で規定する額を超える下請契約を、建設業許可を有しない者との間で締結した。このことが建設業法第２８条第１項第６号に該当するとして、近畿地方整備局長より監督処分（営業停止１０日間）を受けた。

これは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第２第１３号（建設業法違反行為）に該当する。

５．競争参加資格の種類

建設工事、物品役務等

（指名停止措置要領別表第２）

措置要件	期間
（建設業法違反行為） 13　当該部局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から１ヵ月以上９ヵ月以内

指名停止措置の概要

１．指名停止措置業者名及び住所

一般社団法人　日本ホスピタリティテクノロジー協会

東京都千代田区平河町２－５－５　全国旅館会館４階

２．指名停止措置期間

令 和 ８ 年 ４ 月 １ ７ 日 から

令 和 ８ 年 ６ 月 １ ６ 日 まで（２ヵ月）

３．指名停止措置の範囲

東北運輸局管轄区域（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）

４．事実概要及び指名停止措置理由

代表理事のA氏は、観光庁が令和４年度に事務局を通じて事業者に交付した岩手県雫石町所在の廃業した旅館の撤去と跡地に建てた宿泊施設に関する事業の補助金において、事業者の関連会社の取締役として、水増しした虚偽の報告書を作成し、同補助金のうち２件で、約9000万円をだまし取ったとして、令和８年２月１０日、詐欺の疑いで岩手県警察本部に逮捕された。

その後、A氏は別の廃業した飲食店などの工事をめぐる補助金約4000万円もだまし取ったとして、令和８年３月３日、岩手県警察本部に再逮捕され、同年３月２４日、詐欺罪で起訴された。

５．競争参加資格の種類

物品役務等

（指名停止措置要領別表第２）

措置要件	期間
（不正又は不誠実な行為） １６　別表第１及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により控訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から１ヵ月以上９ヵ月以内

指名停止措置の概要

１．指名停止措置業者名及び住所

全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会

東京都千代田区平河町２－５－５

２．指名停止措置期間

令 和 ８ 年 ４ 月 １ ７ 日 から

令 和 ８ 年 ６ 月 １ ６ 日 まで（２ヵ月）

３．指名停止措置の範囲

東北運輸局管轄区域（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）

４．事実概要及び指名停止措置理由

元専務理事のA氏は、観光庁が令和４年度に事務局を通じて事業者に交付した岩手県雫石町所在の廃業した旅館の撤去と跡地に建てた宿泊施設に関する事業の補助金において、事業者の関連会社の取締役として、水増しした虚偽の報告書を作成し、同補助金のうち２件で、約9000万円をだまし取ったとして、令和８年２月１０日、詐欺の疑いで岩手県警察本部に逮捕された。

その後、A氏は別の廃業した飲食店などの工事をめぐる補助金約4000万円もだまし取ったとして、令和８年３月３日、岩手県警察本部に再逮捕され、同年３月２４日、詐欺罪で起訴された。

５．競争参加資格の種類

物品役務等

（指名停止措置要領別表第２）

措置要件	期間
（不正又は不誠実な行為） １６　別表第１及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により控訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から１ヵ月以上９ヵ月以内